

国民戦線によるライシテ言説の構築

—— パリ同時多発テロ事件を受けて ——

和田 萌

序 論

1. 問題の所在

イスラム教徒と世俗主義国家は共存できるか。イスラムは西欧の文明に対抗する野蛮な文明ではないか。イスラムという後退的な蒙昧主義に対抗するには、文明の進歩を経験した西欧の価値体系について再考し、彼らに啓蒙の光を当てる必要があるのではないか。このような言説が後を絶たない。

フランスでは、政教分離原則であるライシテが、イスラムに対抗する武器として候補に上がる。公的／私的という二分化された空間において、一方では宗教の排除を、もう一方では宗教の自由を保障するというこの原理は、公的／私的の二分化概念を持たないイスラムを前にして、どのような局面に立たされているのだろうか。

ライシテという言葉は、「政教分離」「非宗教性」「世俗主義」などと訳される。「政教分離」の語が表すように、国家と宗教はライシテの原則によって分離される。したがって、国家と宗教は互いに干渉しないことが求められる。国家が宗教に対する中立性を保つことにより、特定の宗教を排除することなく、宗教の自由が認められているのである。この意味でライシテは、宗教の自由を保障するリベラルな解釈を持つとされる。しかし一方で「非宗教的」「世俗主義」の語に訳されるように、公共の場において宗教性を持ち込むことを禁じるといった積極的反宗教性をも持つ。すなわち、私的領域においては宗教の自由を認める代わりに、公的領域においては宗教性を持ち出さないことが約束されるのである。ライシテが持つこのような二つの側面について、クリスチャン・ヨブケは「戦闘的」ライシテと「多元的」ライシテという言葉を使って説明している。「戦闘的」ライシテとは、フランス社会が断片化し、共同体主義（communautarisme）に陥ることを恐れる中で、共和国の統一性を優先するものである。一方、もう一つの側面である「多元的」ライシテとは、宗教の自由、信仰の自由といった宗教的権利の擁護を優先するものである¹⁾。

1980年代後半以降、フランス内外において様々な議論を呼び起こしたスカーフ事件に代表される「イスラムとライシテ」という対立構図は、政治的な言説としても度々現れてきた。それは移民問題の文脈で語られることもあり、爆破テロ事件などの治安問題とも絡んでいる²⁾。さらには、教育現場におけるハラールの提供や医療現場での男性医師による診察の拒否、ビーチにおける服装の問題など、様々なところで二つの対立構造が持ち出されている。

本稿では、ライシテの持つ積極的反宗教性を前面に押し出し、イスラムへの対抗をはかる陣営の言説についての考察を深めることを目的とする。「イスラムとライシテ」という構図の中で、保守主義あるいは極右と呼ばれる立場をとる者は、どのようにライシテを語り、文脈にあてはめながら一つの言説を作り上げてきたのだろうか。かつてはカトリック教権主義に対抗して打ち出された政教分離原則が、現在においてイスラムに対抗しうる可能性がある武器として使われることになった経緯を、言説分析という手法によって明らかにする。

2. 「戦闘的」ライシテと共同体主義

ライシテは歴史的な歩みと共に、それが表す意味内容も変化してきた。本来はフランス革命以来、カトリック勢力と共和主義勢力間の闘争において、反教権主義の意味合いを持って登場したライシテであったが、現在は各コンテキストにおいてライシテが何を意味するのかは異なっている。多義的な用語であるがために、現在もライシテをどのように解釈するかについての議論が後を絶たない。

現代に至るまでのライシテの変遷を扱った包括的な研究としては、ライシテ研究の第一人者であるジャン・ボペロの先行研究を挙げておきたい³⁾。ボペロは著書の中で、ライシテを一つの固定的なものとして理解することに警鐘を鳴らしている⁴⁾。ボペロによれば、ライシテが語られる文脈や、誰がライシテを語るかによって、そこに表象される意味は異なり、語られる主体の数だけライシテが存在する。しかし一方で、そこで体现されるライシテの意味合いは流動的であるとしつつも、一定のコンセンサスを得たライシテについて考察する必要があることもボペロは指摘している。そのような前提の中、ボペロはマックス・ウェーバーの理念型アプローチを利用して典型的な特徴を持つライシテをいくつか提示し、分類を試みている⁵⁾。

ところで、1905年の政教分離法が、反宗教的であるというよりも宗教的自由の保障を目的とした、リベラルなライシテ解釈を有していたことについては、多くの研究者が認めている⁶⁾。しかし、イスラムとの出会いによってライシテは保守的かつ闘争的な文脈において語られることになる。先にも述べた1989年の公立学校におけるイスラム子女のスカーフ論争、2004年の宗教的シンボル禁止法、2015年のブルカ禁止法、2016年以降のプールやビーチでのブルキニ着用をめぐっての論争などがその例である。これらの論争において、イスラムのスカーフ、ブルカ、ブルキニ着用禁止を支持する側の主張に見受けられるのは、ライシテの原理を用いた宗教批判である。公立学校およびプール、ビーチ等の場所は公共性を持つものである故、このような公的領域においてはスカーフやブルカ、ブルキニ等の宗教性を持つシンボルは禁止されるべきである、という主張である。

このような主張は一方で、イスラムという宗教・文化的集合体の排除を志向していると捉えることもできる。彼らによれば、イスラム教徒が用いる宗教的シンボルによって、ムスリム・マイノリティの共同体(communauté)が可視化し、フランス社会の断片化につながるという。そこで、「非宗教性」としてのライシテを持ち出し、これらを排除して共和国の統一性なるものを保

持しようとする立場が以上のような主張を展開しているのである。

スカーフ論争の検討のために設立されたスタジ委員会は、ライシテをめぐる役割の中で以上の事柄に関連する興味深い報告を行っている。報告書によれば、「社会を断片化するような共同体主義を志向する過度の感情」に立ち向かうことがライシテの役割の一つであるという⁷⁾。どこにでもある公立中学校で起きたスカーフを脱がない女子生徒の追放という一つの事件が、メディアを介して問題として提起され、社会に認知されるや否や、スカーフを被って登校する女子生徒の数は全国で二十数人から七百人近くに増えた⁸⁾。これらのことから言えるのは、一つの事件が論争へと発展する中で、意見の対立が可視化し、一方はライシテの擁護、もう一方はイスラムのスカーフという文化の擁護という形態を取ったため、スカーフ擁護がイスラムの共同体主義として解釈され、社会を断片化する恐れがあるとの判断を下されることになったということではないだろうか。すなわち、事件が論争というかたちを取ることで、対立構図が生まれ、一方は共和的価値の主張であり、もう一方が不可分な共和国を脅かしかねない共同体主義として解釈されうる要素を含んでいたということである。

3. 先行研究と方法論

本稿では、保守主義的な性格を持ち、共同体主義に対する警鐘を鳴らす目的で用いられるライシテがどのように構築されてきたのかを考察する。

類似研究としてはディミトリ・アルメイダが、マリーヌ・ル・ペンが新党首となって以後のフランス極右政党、国民戦線（Front National：以下 FN）の用いるライシテについての分析を行っている。そこで明らかになったのは後述のとおり、FN によって語られるライシテの保守的・戦闘的性格である⁹⁾。しかし、アルメイダはその根拠の多くを FN のマニフェストやル・ペン親子のスピーチに依拠しており、その他 FN 党員やメディアを対象にした詳細な分析は行っていない。そこでの FN のライシテ言説は、あたかも主体が発したその時から自律的に存在するものとして描かれているのである。しかし、このような言説が社会にある程度共有されたものとして表象される時、それは社会的に構築されてきたものであり、言説の編制過程には様々な要素が関わっていることを見逃してはならない¹⁰⁾。

そこで、本稿が用いるアプローチとしては、保守主義のライシテ言説の舵取りを行っていると思われる FN の主張を取り上げ、主に 2015 年のパリ同時多発テロ以降、保守的なライシテの言説がさらにどのように変化していったのかをまず検証する。その際、マニフェストだけでなく、FN の発行する報告書やインタビュー、マリーヌ以外の党員をも対象にした分析を行う。またメディアが、FN のライシテ言説編制にあたりどのような役割を果たしたのかについても同様に考察する。メディア分析にあたっては、フランスの代表的な新聞であるル・モンドを対象新聞として取り上げる。他にもル・フィガロやリベラシオン等の有力紙も分析対象にすべきであろうが、政治的主張にさほど偏りが無いといった報道の中立性や、絶大な読者数を誇る紙面であることから、本稿ではル・モンドのみを対象として分析を進めていく。

方法論上、言説分析という手法を用いてある概念の姿を浮き彫りにするという作業には、対象抽出過程における分析者の恣意的な選択が伴うといった批判がある。確かに、あまたの言説の中から、対象となり得るものを分析者が選択するという過程で、漏れや偏向などを完全に排除した上で分析を行うのは実際上不可能である。関連語彙の頻出程度を数値化するという作業により客観性を保つという手法もあるが、そのようなアプローチでは対象となる言説のコンテキストの考察がままならない。それに、膨大なテキストからどの範囲まで絞り込んで語彙を抽出するのかについてはやはり分析者の意図による選択を免れないだろう。

これらの問題点についての筆者の見解は、分析が多少の恣意性を含んだ選択によって行われたものであったとしても、得られた結果が無効だとは断定できないというものである。どのアクターがどの語彙を用いてどのような言説を語ったのか、対象となる資料を一定数集めた上で分析を行えば、分析結果に極端な偏りが起こることは稀である。これらの前提にたつて、メディアを対象にした言説分析アプローチから、保守主義的な性格を持つライシテがどのように構築され、語られてきたかを検証することは可能であると考え、本稿では研究を進めることとする。

第一章 FN のライシテ言説

「マリーヌ・ル・ペンを除き、今や誰もライシテを擁護していない」(Le Monde, 2011.9.29 より引用)。哲学者のエリザベス・バダンテールは、2011年のル・モンドにおけるインタビューで、以上の発言をし物議を醸した。確かにFNはことあるごとにライシテを争点に持ち出し、フランスにおける保守的なライシテ言説を普及させてきた。アルメイダは、この点について、ライシテを語るアクターが左翼政党から右翼政党（あるいは極右政党）へとシフトしたことを分析している。FNの歴史において、父であるジャン＝マリー・ル・ペンから、娘であるマリーヌへと党首が代わる際に「脱悪魔化」(Dédiabolisation) が実践された¹¹⁾。彼によれば、この「脱悪魔化」がFNによるライシテ言説と深く関わっているという。ジャン＝マリーが主導権を握っていた時代においては、保守的なカトリック主義や権威主義といった極右思想が主流のFNであったが、2007年の大統領選挙ではそれまでの「反・革命的な伝統」に基づいた主張は姿を消し、「共和主義のあからさまな誇示」をするようになった。

その背景としては、マリーヌが父の選挙にあたって選挙キャンペーン対策管理の役割を担い、党の支持層を広げるためにイメージ改革戦略を行ったことが挙げられる。具体的な内容としては、妊娠中絶や同性愛を容認するなど、父の極右思想に基づいた従来の主張の穏健化をはかり、共和国に受け入れられる政党のイメージを固めて支持者層の拡大に努めた。以上の事柄と関連して、ライシテが政治的言説としてFNに語られるようになるのは、この時期であるとアルメイダは分析している¹²⁾。

それでは実際、マリーヌはどのようにライシテを語ったのだろうか。政党のイメージを共和主義に沿うものとして展開すべく、ライシテを政治的言説に取り入れたFNであったが、具体的な

主張について詳しく見ていきたい。

アルメイダによれば、FN の語るライシテ概念は、次の三つの点に集約されるという。すなわち、(1) サブナショナルな共同体を承認しないこと、(2) 宗教や「共同体主義」を志向する団体への財政支援を制限すべく、法的規制を強化すること、(3) 公共空間における宗教信仰の表現を制限することである¹³⁾。(1) については、文化、民族、ジェンダー、性的指向、宗教を共有する人々によって構成される共同体を承認しないという FN の方針を指す。すなわち、共和国の内部において副次的な共同体が生成されることを拒み、共和国を不可分なものとして保持することが(1) の目的である。しかし一方で、共和国を構成する具体的な要素や、共和国を共和国たらしめる必要事項について FN は言及しておらず、ある一定の宗教文化については伝統の名の下でその存在を承認しているため、ここでの共和国を保持するためのライシテ解釈は表面上のものであり、実際には特定の共同体を排除するために用いられている¹⁴⁾。(2) の財政支援規制については、(1) で述べたような共同体の生成を阻止する目的を持つ法制度面での議論である。(3) の公共空間における宗教的表現の制限に関する主張は、1989 年に始まるスカーフ論争の結末が、公立学校における宗教的シンボルの禁止へと帰着したことと関係する。このようなライシテの解釈をさらに広げるかたちで、FN は公共空間全域において宗教的シンボルを認めないという方向を模索する。2012 年 9 月のル・モンドによるインタビューで、マリーヌは公共空間、すなわち商店や交通機関、道路上においてもイスラムのスカーフを禁止するべきであると主張している (Le Monde, 2012.9.21 より引用)。

アルメイダが述べた FN による三つのライシテ解釈を整理してみると、「共同体の非承認」を筆頭とし、それに付随するかたちで他の特徴が表れているといえる。すなわち、共和国内における (1) サブナショナルな共同体の存在を排除する目的のために、(2) 共同体主義志向の客体への援助規制、さらには (3) 宗教的シンボルの禁止が唱えられているのである。2017 年の大統領選挙の際の政党綱領にも、共同体の非承認を憲法化することと、ライシテをあらゆる場所で確立することを同項目内に明記している¹⁵⁾。それでは、FN が言うところによるサブナショナルな共同体とは、具体的に何を指すと考えられるだろうか。次の章では、FN がライシテを持ち出し排除を考える共同体の対象についての考察を行う。

第二章 排除すべき共同体と間テクスト性

FN が掲げてきたライシテを考察すると、共同体への拒否や排除の目的が根底にあることが明確になった。しかし、あらゆるサブナショナルな共同体が排除の対象となるわけではなく、そこには一定の宗教的文化に対する擁護や、排除すべき共同体として見なされない対象が存在するという特殊な状況がある。このような特殊な状況において、FN が排除すべき共同体として非難するのはいかなる共同体なのか。

FN は、自身の掲げるライシテに抵触すると想定される対象について以下のような興味深い報

告を行っている。そこでは、具体的な非難の対象についての言及は控えているものの、引用されたアンケートの設問やレトリックから、その対象は限定されていると考えることができる。報告書によれば、公共に開かれた空間全体（交通機関、道路、労働空間）にライシテの適用範囲が広がることについてフランス人が好意的であるとした上で、国家は企業内における政治——宗教的（politico-religieuses）な要求の爆発を野放しにしてはいけないと述べる。アンケートでは「82%の回答者が職場での宗教的シンボルの着用に反対している」、「70%の回答者が宗教上の理由で労働時間の特別な調整をすることに對し否定的である」などの結果が得られたとし、ライシテという「幸いにもフランス人の大多数に共有された共通の価値」をあらゆる場において制定し、課さなければならないと主張している¹⁶⁾。具体的な名指しは控えているものの、このアンケート項目が示す対象は具体的に宗教実践を行う何らかのアクターであると想定することができる。すなわち、ここで明示されていないとはいえ、ライシテに抵触すると考えられ、さらなる厳格なライシテの適用によって排除の対象となるのは、ムスリムである。それではなぜ、そのような解釈が可能になるのか。

スカーフ論争以来、「ライシテ vs イスラムのスカーフ」という立場で意見が対立した際、スカーフ擁護がイスラムの共同体主義として解釈され、社会を断片化する恐れがあるとの判断を下されることになったということは先述した。FNはその政治的コンテクストを利用し、「フランス人に共有された価値であるライシテ」に対抗する、「スカーフ論争で問題になったイスラムの共同体主義」という対立構造を練り上げ、排除すべき共同体としてイスラムを名指しすることなく非難することに成功したのである。共同体主義を排除するための道具としてライシテを表象し、宗教実践を行うものの集団を、過去のコンテクストに基づいて共同体主義を志向するムスリム（正確に言えば積極的な宗教実践を行うムスリム）と同定することで、「宗教実践を行い、共同体主義を志向するムスリムをライシテによって排除する」という理論が成り立つ。

ここで原理として働いているのは、過去の論争のコンテクストを利用した言説編制が行われているという点である。つまりFNはただ、「フランス人が支持するライシテ」に反対する者として、「宗教的シンボルを着用する者」あるいは「宗教上の理由で労働時間の調整を行う者」という抽象的な特徴を挙げるだけで、それが過去に起きたスカーフ問題と結びついて必然的にイスラム教徒を想起させることに成功した。非難する対象について具体的に言及しないという行為に、予期せぬ誤解を招く可能性を防ぐための意図があったかどうかは不確かではあるが、政治的なコンテクストに依拠するかたちで必要最低限のアクター設定をし、あとは言説の流れが具体的な対象を決めていくというやり方がここではとられた。

このように、先行するコンテクストを参照あるいは動員しながら新たに行われた言説実践を意味づけていくという過程は、ノーマン・フェアクラフの言うところによる「間テクスト性」概念においても説明されている。間テクスト性とは、テキストはそれ自体孤立して存在しているのではなく、他の先行するテキストとの関係の中で生産され、解釈されるという概念である¹⁷⁾。すなわち、生産された言説はそれ自体のみで完結した意味を持つわけではなく、過去に行われた言説

実践で表象された意味（その言説もまた、他のテキストの意味を取り込んで構築されたものである）と複雑に絡み合いながら成立するということである。

このような、解釈の可能性がオーディエンスに向かって開かれている状況の中で、FNは「さらなるライシテの確立によって、共同体主義を志向するアクターを排除する」という言説実践を行った。その言説は過去のコンテキストであるスカーフ事件と結びついてイスラムの共同体主義を想起させ、その結果、ムスリムこそがライシテを通じて対抗すべき、共同体主義を志向するアクターであると同定するに至ったのである。

さらに、このような同定に至るまでの過程には、メディアの果たす役割が大きいことも注目し得る。言説実践によって生成されたテキストの解釈は、それを受け取るオーディエンスによって異なるという可能性があるにもかかわらず、意味の流動性を維持しながらもある時点においては固定化した言説として受け取られる。その過程に寄与するものとして、山腰はメディアの果たす役割について以下のように指摘している。山腰によれば、「メディア・テキストは先行するテキストをオリジナルのまま伝達しているのではなく、ニュース生産過程の中で他のテキストと関連させ、多様な意味付与を行っている」というのである¹⁸⁾。すなわち第一に、オリジナルな言説はそれ自体として独立した意味をもたず、過去のテキストと照らし合わせながら解釈される。そして第二に、言説がオーディエンスに届くまでの媒介過程においても、様々な意味が付与され、流動的であったオリジナルな言説はある程度固定化したものとして伝達される¹⁹⁾。FNは、ライシテと共同体主義の対比構造を先行テキストであるスカーフ問題に関連させた。また、それらの言説をメディアによって媒介させることで、さらにムスリム＝排除すべき対象としての言説の内容を具体化させていった。コンテキストを利用した言説生成が行われるにつれ、共同体主義を敵として語るFNの言説自体もまた、さらに転回していくことになるのである。

第三章 さらなる言説の転回、テロリズムとの関連

1. 原理主義者とフランスのムスリム

以上のようなコンテキストによる言説編制という手法は、ライシテに関するFNの言説をさらに変化させていくものとなる。イスラムを名指しせずに非難する手段として、ライシテ言説を用いていたFNは、2015年11月に起きたパリ爆破テロを通じて、明確に非難の対象について言及するようになる。これは、FNのライシテ言説を編制するコンテキストに、新たに「テロリズム」というテキストが関連性を持つものとして立ち現れてきたからである。

例えば2014年10月の時点で、マリヌ・ル・ベンが設立した団体である「ブルー・マリヌの結集」は、「イスラム」(islam)と「イスラム主義」(islamisme)をそれぞれ別のものとして捉えていた。それどころか、イスラムの名の下にテロを実行する過激主義者とムスリムを混同することに對して、警鐘を鳴らしていた²⁰⁾。このように、2014年のこの時期において、FNは過激主義としてのイスラム主義と、宗教としてのイスラムを明確に別のものとして理解し、双方の混

同を避けるような主張をしている。しかし続けて、イスラムは宗教であって人種ではないため、イスラムを批判することはキリスト教を批判することと同様に、人種差別ではないとの主張も同時に行っている。すなわち、宗教としてのイスラムがイスラム主義とは別であると明記しながらも、イスラムについて批判することは人種主義ではないといった議論でその正当性を主張している。ここでFNは、イスラム過激主義者とムスリムの違いを区別しつつも、双方に対する非難の可能性を示唆しているといえる。

さて、2015年11月のパリ爆破テロを受け、マリーヌのスポークスマンであるベルトラン・デュティユ・ド・ラ・ロシエールは、「戦闘のライシテのために」と題する報告書の中で、「今日我々が攻撃されているのは、イスラムによってではない。一つのイスラム解釈によってである。すなわち、サラフィズムである²¹⁾」と述べる。彼によれば、「サラフィズムは、今回のパリやその他のテロの責任を負うべきイスラム国によって宣言されたイデオロギーである」とし、以下の二つの軸に沿ってサラフィズムを分類する。一つ目の軸は「われわれに公然と攻撃を仕掛けるジハーディスト」としてのサラフィズムであり、二つ目は「われわれの同国人であるムスリム(nos compatriotes musulmans)に対しシャリーア遵守を強制させることで、彼らを孤立させ、社会のイスラム化を目的とするキエティスト」であるという。これらのサラフィズムに対抗するにあたって彼は、「前者は力による根絶、後者はライシテの尊重」によって戦われなければならないと主張する。そして後者の議論の中で、「公共空間におけるこれ見よがしな宗教シンボルは結果として、可視化する共同体を生み出し、フランス人を分裂させることに繋がるため、禁止すべきである」との見解を述べる。

またさらに2017年5月、大統領選挙を目前にした議論においてFN党首は「イスラム原理主義者は、街中や企業内での様々な宗教的要求(学校教育、衣服、食事等)によって、フランス人を分断しようとしている。少数派(の原理主義者)が、これらのファナティズムにあてはまらない多数派のわれわれ同国人のムスリムを人質にとっている」と主張した(Le Monde, 2017.5.14より引用)。

上記の記述の中でFNは、イスラムを過激派としての原理主義から区別しているとはいえ、前者を後者から影響を受ける対象としてみなしている。ここではフランスのムスリムは過激主義者とは異なるということを述べつつも、シャリーア遵守を通じて社会のイスラム化を誘発しかねない要素であること、社会分断の対立項になり得ることを示唆しているのである。さらに、過激主義者によって影響を受ける恐れのある「われわれの同国人であるムスリム」を守るためにはライシテの尊重が必要だと述べる。その具体的内容は先述したように、公共の場におけるスカーフの禁止、共同体主義の拒否である。

「われわれの同国人であるムスリム」と、「彼らにシャリーア遵守を強制するサラフィスト」は対立したものとして語られているが、その境界線は明確な定義を伴ったものではない。なぜならば、どの程度の宗教的実践がシャリーアの遵守として見なされているのか、その行為が強制されているか否かについての判断はここでは留保されているからである²²⁾。このような明確な境界

線を持たないあいまいな対立関係においては、文化的実践としてのスカーフ着用でさえも、サラフィストとして見なされる要素になる可能性がある。

以上に述べてきたことから、FNによって語られてきたライシテ言説が、イスラム過激主義を対象とするだけでなく、イスラムそのものをテロと関連付けて非難するようになったと断定することは性急な判断であるだろうか。過激主義とフランスのムスリムの区別を示唆しながら、ライシテによって前者を排除し、後者を保護するというFNのライシテ言説は、区別の基準を明確に提示していないため、未だ曖昧さを残すものとして存在している。すなわち、これらの解釈の可能性はオーディエンスに向かって多様に開かれており、オーディエンスがそれを受け取り、意味を付与することによって言説の固定化、確立、さらには支配的な「読み」の獲得へとつながることが考慮されなければならない。

2. ル・モンドにおけるライシテの表象

ここで注目されたいのは、これらのFNの言説をメディアがどのように媒介し、どのような「読み」を提示したのかである。以下では、パリ爆破テロ以後、ル・モンドによってライシテがどのように語られているか、さらにはFNやテロとの関係においてどのようにライシテが位置づけられているかを記事に基づいて検討していく。

1. 2015年11月14日「フランス、ジハーディストが憎みたい国」:

「まず第一にライシテという価値は、過激主義者の信条に衝突するものである。彼らの多くにとって、公共の場におけるイスラムの全面的なスカーフ禁止は恨みを増長させるものであり、それがフランスと彼らの関係を条件付けている。大きなムスリム共同体の存在は、ジハーディストにとって最高の磁石を形成している。共同体を構成する人々の一部が感じている社会的追放といった感情が、(ジハーディストにとって)理想的な肥沃な土地を提供する。…(中略)…イスラム国はよこしまな感情でもって、社会的分裂やフランスのアイデンティティに付け込んでいる」(Le Monde, 2015.11.14 より引用)。

2. 2015年11月19日「11月13日、なぜパリ?」:

「フランスは、ライシテの国であると同時に、ヨーロッパにおいて最も大きなムスリム共同体を持つ国である。…(中略)…イスラム国の派生前組織であるアルカイダの“思想家”(によれば)、西欧が攻撃されなければならない理由は、イスラムのモラル衰退の責任を負うべきだからである」(Le Monde, 2015.11.19 より引用)。

3. 2015年12月4日「国民戦線、このペテン」:

「ライシテに関して言えば、(FNはライシテを)イスラム原理主義に対して振りかざしているが、現実には(それによって)フランスのムスリム共同体全体に対し、疑いの目を向けることをねらっているのではないか」(Le Monde, 2015.12.4 より引用)。

4. 2016年6月20日「われわれの共和国アイデンティティはライシテに基づいている」:

「フランスを襲ったテロのさなか、感情と不安が同時に引き起こされている。かつてにも増して、冷静さを保つこと、(感情の) エスカレートを防ぐことが必要である。しかし、中には本能を呼び起こし、憎しみを煽り続ける人々もいる。FN の党首であるマリヌ・ル・ペン、父親の人種差別主義とは一線を画しながらも(父親が対象にしたものと) 同じ層の人々をスティグマ化している。彼らは、計画的に“ライシテ”という語を用いて、その言説を正当化している。ところがライシテはいかなる場合においても、人々を分断するための口実の役目は持たない。そうではなくライシテは、共に暮らすため、まとまりを生み出すためのすばらしい手段なのである」(Le Monde, 2016.6.20 より引用)。

ル・モンドによる新聞記事の内容を整理してみると、次のようなことが言える。第一に、テロの標的としてフランスが選ばれたことの理由の一つにライシテを挙げている。ライシテを掲げるフランスにおいて規模の大きなムスリム共同体が存在するということは、原理主義者にとって「イスラムのモラル衰退」を意味しており、それが今回のテロの要因の一つであるとの解釈を提示している。そして第二に、FN のライシテ言説は原理主義者を対象にするだけでなく、ムスリム共同体全体に対してスティグマ化を行っていることにも言及している。

先ほど検討したような FN のライシテ言説は、原理主義者とフランスのムスリムを区別することについて触れながら、前者に対して非難を向けているものであった。しかし一方で、原理主義者／フランスのムスリムの区別の基準を曖昧にしか提示していなかったため、具体的にどのような行為を以て原理主義者、あるいはフランスのムスリムと規定するのか、その解釈の可能性は開かれていた。そこでル・モンドが行った解釈は、FN のライシテ言説の非難の矛先は原理主義者だけでなくムスリム共同体全体であるといったものであった。ル・モンドは、FN のライシテ言説を「人々を分断するための口実」とであるとして批判し、ライシテの厳格化によってテロリズムに対処することは原理主義者の憎しみを煽る結果になるとし、厳しい姿勢で臨んでいる。このように、FN のライシテ言説の非難の対象が原理主義者だけではなくムスリム全体をも含んでいるという「読み」を提示しながら、ル・モンドは FN のライシテ言説に対する批判を行ったことが上記からうかがえる。

また第三に注目すべきは、以上のような批判を行っているにもかかわらず、その批判が FN のライシテ言説の妥当性を保障するものとしても機能している点である。それは、ル・モンドが記事の中で終始一貫して、ムスリム共同体の存在を前提にした議論を行っていることから生み出される結果である。イデオロギー性を帯びた共同体であるか否かといった論点には踏み入らず、ムスリム共同体の存在を前提にした議論の展開は、同紙が批判する FN のライシテ言説の「共同体の排除」＝「ムスリム共同体の排除」という理論を皮肉にも裏付けてしまう結果になる。すなわち、ル・モンドがムスリム共同体の存在を前提にする限りにおいて、FN が一にして不可分である共和国の維持をはかるためのライシテを持ち出し、ムスリム共同体を排除の対象に据えることが可能になるのである。さらにル・モンドは、ムスリム共同体の内部に社会的に排除されている

といった感情が存在することにも言及し、それが原理主義者によって利用されていると述べる。この点においてル・モンドは、フランスのムスリムが原理主義者によって影響され、社会の分断を招く要素になりうるといったFNの言説の拠り所となる解釈を提示することになる。このように、FNのライシテ言説はテロ事件を通して提示されたメディア・テキストの中で解釈が行われ、結果としてその内容をさらに具体化させ、理論の裏付けを獲得することとなった。

結 論

FNが紡いできたライシテ言説において、ライシテは共同体主義を志向するアクターを拒否し、排除するといった側面を持つことが主張されてきた。排除の具体的な対象については言及を避けていたものの、スカーフ事件といった過去のコンテクストに結びつけて、暗黙のうちにムスリム共同体を対象として同定することに成功した。これらの過程はフェアクラフの提示した「間テクスト性」概念によって説明することが可能であり、言説はそれ自体のみで意味を持つものではなく、先行するテキストに基づいて多様な意味付与を伴うものであるということを再確認した。

さらに、そのような言説の意味提示はFNによる言説構築だけでなく、メディアの役割によってなされたことも検討した。テロリズムとの関連性において、イスラム原理主義者とフランスのムスリムを「われわれの同国人であるムスリム」という語を用いて区別し、前者に対し非難を向け、ライシテによって排除されなければならないと主張したFNであったが、両者を区別する基準については曖昧なままであった。この意味で、FNのライシテ言説は多様な解釈の可能性を持ち、受け手側であるオーディエンスに開かれていたといつてよい。

この点に関して、本稿では、メディア・オーディエンスとしてのル・モンドがどのように言説を受け取ったかについて着目し、分析を行ってきた。ル・モンドにおいてFNのライシテ言説は一貫して批判的に受け取られ表象されることになったが、そこには見落としてはならない重要な点がある。第一に、FNのライシテ言説が非難の対象とするのは原理主義者だけでなく、ムスリム共同体全体であるとの解釈をル・モンドが提示した点が挙げられる。そして第二に、それらを批判する際、ムスリム共同体が存在することを前提とした上で議論が進められているといった点である。FNがライシテによって正当化する「共同体の排除」=「ムスリム共同体の排除」という言説をル・モンドは批判しているにもかかわらず、ムスリム共同体の存在を暗に認めることでその言説に妥当性を与えてしまうという結果がここでは生じた。また、ムスリム共同体の一部が社会的な被差別者としての意識を持つことで、原理主義者に社会分断の契機として利用される可能性がある」と述べるル・モンドの見解は、FNのライシテ言説と共通する点がある。すなわち、フランスのムスリムが原理主義の影響を受ける可能性のあるアクターであるとル・モンドは示唆しているのである。このように、イスラムはFNのライシテ言説の被害者であり、脅かされている立場であると述べながらも、一方でFNのライシテ言説と同じ論理をル・モンドが展開していることがここでは明らかになった。

以上に見てきたように、FN によるライシテ言説に表象される「共同体主義の拒否」という抽象的な概念は、過去のコンテクストを通して、さらにメディア・テキストを通して具体性を持つ言説として受容された。その過程の中で本稿が特に論じてきたのは、パリのテロ事件を通じて行われた言説編制である。ライシテ言説を通じて FN が非難するイスラムの共同体主義への志向は、原理主義者の望むところであり、そのような志向を利用したかたちでテロリストが生成されるとの「読み」は、FN だけではなくメディアによっても提示された。また、ル・モンドの例に見られるように、その編制過程は言説の支持・批判に関わらず行われることが明確になった。

今後の課題として、FN のライシテ言説に対する対抗言説の編制過程を考察する必要がある。FN の主張するような保守主義的性格を持つライシテが台頭する中、対抗言説としてのリベラルなライシテはどのように構築されてきたのだろうか。対立項となり得る双方の言説の社会的な権力関係を考察し、現在において支配的な位置を獲得しているライシテ像を明確にするとともに、それらを可能にする社会的背景の考察をも含めた包括的な研究が必要であると考ええる。様々な解釈を持つライシテ言説の中で、支配的な位置を獲得したライシテを割り出すには、言説の生成——受容に至るすべてのプロセスを詳細に追う必要がある上、どの程度その言説が共有されていれば、言説が「支配的」とであると判断してよいのか、基準となるものは存在しない。しかし、一つの言説に表象されるものは何であるのか、その言説はどのように構築されてきたのかということと言説編成過程の分析を通じて明らかにすることは、社会の中での権力関係の考察を可能にし、重要な知見をもたらすと考ええる。また、それらの言説の構築・流布を可能にさせる要因となり得た社会的背景、政策決定過程などの客観的事実についても、さらなる検証が必要であると考え、残された課題としたい。

注

- 1) クリスチャン・ヨブケ（伊藤豊ほか訳）『ヴェール論争——リベラリズムの試練』法政大学出版局、2015年、59頁。
- 2) ライシテを移民問題の観点から扱った研究として、宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006年。佐藤香寿実「フランスにおける『イスラーム問題』と政教分離原則ライシテ」『お茶の水地理』54号、2015年、1-10頁。
- 3) また、近代におけるライシテの社会史をたどったミクロな視点をも含む歴史研究として、谷川稔『十字架と三色旗——近代フランスにおける政教分離』岩波現代文庫、2015年。谷川は、革命後の共和主義者とカトリック勢力とのせめぎあいの中で、ライシテがどのように実際に適用され、法律あるいは制度として定着していったのかということについて、緻密な検証を行っている。
- 4) Jean Baubérot, *Les sept laïcités françaises. Le modèle français de laïcité n'existe pas*, Maison des Sciences de l'Homme, coll. « interventions », 2015, pp. 15-16.
- 5) Ibid., pp. 16-17.
- 6) 飯野賢一「社会統合と多様性の尊重との調整の模索——フランスのライシテ原則に関するスタジ委員会報告書の検討から」『法学研究』49号3巻、2008年、2頁。クリスチャン・ヨブケ、前掲書、59頁。

- 7) Bernard Stasi, Commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République, *Rapport au Président de la République*, La Documentation Française, 2003, pp. 17-18.
- 8) Gérard Noiriel, *Immigration antisémitisme et racisme en France*, Fayard, 2007, p. 642.
- 9) Dimitri Almeida, "Exclusionary Secularism: The Front National and the Reinvention of Laïcité", *Modern & Contemporary France*, 25(3), 2017, pp. 249-263.
- 10) 言説が社会的に構築されてきたものとして分析するアプローチについては、中河伸俊『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開——』世界思想社、1999年を参照。
- 11) FNの脱悪魔化について歴史的な経緯を追って説明したものとして、畑山敏夫『現代フランスの新しい右翼——ルペンの見果てぬ夢』法律文化社、2007年。
- 12) Dimitri Almeida, op.cit., pp. 251-253.
- 13) Ibid., pp. 255-256.
- 14) 例えば、非承認の対象となる宗教は、カトリック以外のものを指す。マリーヌは2017年4月、大統領選挙を目前に控えたメランション (Jean-Luc Mélenchon) とのテレビ討論において、市役所にキリスト降誕のオブジェを置くことを提案した。この事についてのメランションによる非難に対しマリーヌは、キリスト降誕のオブジェやクリスマスツリーを学校に置くことは宗教的性質を帯びた行為ではなく、フランス人のアイデンティティや文化に根付いた行為であるとして擁護する姿勢を見せた。(L'opinion, 2017年4月5日の記事を参照。http://www.lopinion.fr/video/clash/laicite-jean-luc-melenchon-s-oppose-violemment-a-marine-pen-123638, 2017年9月29日閲覧)
- 15) Front national, 144 engagements présidentiels, 2017.
- 16) Front national, Communiqué, 2014.12.11.
- 17) 間テキスト性について詳しくは Norman Fairclough, *Discourse and social change* (Cambridge: Polity Press, 1992) を参照。このような間テキスト性を利用した言説編制を行った研究として、フェアクラフとウォダックによるマーガレット・サッチャーの言説編制過程の分析が挙げられる。フェアクラフは、インタビューにおいて「われわれ」(we) と「あなたがた」(you) という語を用いながらサッチャーが発言していることに注目し、さらに「われわれ」や「あなたがた」が具体的に何を指すのか明確に示していないことを指摘する。ある文脈では「われわれ」は包括的な意味合い、すなわち聴衆や一般の人々を指すこともあれば、その他の文脈では「われわれ」は保守党のみを示している場合もあるのである。Norman Fairclough and Ruth Wodak, "Critical Discourse Analysis", in Teun A. van Dijk (ed.), *Discourse as Social Interaction*, (London: Sage, 1997), p. 276 を参照。
- 18) 山腰修三『コミュニケーションの政治社会学』ミネルヴァ書房、2005年、155頁。
- 19) このように、カルチュラル・スタディーズはオーディエンス論におけるオーディエンスの「読み」の能動性や多様性を強調する一方で、支配的な世論が形成される点にも注目する。この点に関して、水俣病事件と当時の日本社会における支配的言説（水俣病告発を排除・抑圧することにつながった）構築過程を分析したものとして、山腰修三、前掲書。
- 20) Front national, "L'islam ne se confond pas avec l'islamisme", Communiqué, 2014.10.2.
- 21) Front national, "Pour une laïcité de combat", Communiqué, 2015.11.22.
- 22) 同じく宗教的实践に言及したものとして、ベルギー系ファストフードチェーンである「クイック」の複数の店舗において、ハラールのみが提供されていることに対するコメントを参照されたい。副党首のステイブ・ブリオワはこの点について、ファストフードにおける完全なハラールの提供は、フランス文化や均等待遇原則、ライシテ、食糧安全の保障を尊重していないと述べ、この現象を移民やイスラムの共同体主義の蔓延に関連させて言及している。Front National, Communiqué 2015.12.16 を参照。